

大飯原発差止訴訟〔京都地裁〕の原告の皆さまへ〔郵送連絡〕

次回 12/16（木）の裁判期日のお知らせ

2021年11月29日

◆12/16（木）、第31回口頭弁論について

- ・コロナウイルスの感染拡大のため、原告席は大幅に削減、傍聴席も半数程度に削減されています。
- ・しかし、可能な範囲で多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

◆裁判に参加する方法…以下、三つの方法があります。

原告の皆さまは下記 [1] か [2] か [3] のいずれかでご参加ください。
(原告でない方は、[2] か [3] でご参加ください。)

[1] 原告席…法廷の中で柵の内側に、原告として入ります。

被告「関電、国」の正面に座ります。

- ・原告団が氏名を裁判所に通知します。希望される場合は★12/7（火）★までに電話、FAX、葉書などで末尾記載の事務局宛ご連絡ください。
- ・E-Mailでの応募と合わせて先着順とし、定数に達するまで募集します。
- ・コロナ禍以前は合計35名ほどの原告が参加できましたが、今回は、6名程度となります。
- ・【注意】2020年以後に新たに原告になる申込をされた方（第7次原告）は、今回、原告席では参加できません。

[2] 傍聴席…法廷の中で柵の外側。88席ありますが、今回はその半分程度になる見込みです。

傍聴席に座るには、裁判所が抽選を行います。

- ・13:25～13:40（見込み）の間に、京都地裁正面玄関前で、抽選リストバンドが配布されます。
- ・傍聴席は、原告でない方も、誰でも抽選によって参加することができます。
- ・傍聴席に入ることができなかった場合、または、最初から法廷に入ることを希望されない場合は、次項[3]に記載の模擬法廷にご参加ください。

[3] 模擬法廷…弁護団が用意します（法廷と同じ14:30開始）。そこに参加するには

- ・京都地裁の構内の南東角にある「京都弁護士会館」（京都地裁構内の南東角）へ、直接おこしください。
- ・法廷よりもわかりやすく、弁護団が解説します。
- ・事前に提出されている被告（国や関電）側の書面があれば、その解説も行います。

◆報告集会の開催

- ・法廷の終了後、「京都弁護士会館」にて、報告集会を開催します（15:45頃から16:30頃まで）。
- ・裁判の進行などを、弁護団から説明いたします。裁判に関するご質問なども受け付けます。

◆開廷前の定例デモを実施

- ・開廷前の裁判所周辺デモは、コールなし（アピールのみ）で実施しますので、ご参加ください。

12月16日
(木)

14:30~

大飯原発差止訴訟〔京都地裁〕
第31回口頭弁論
傍聴のお願い

すべての原発を止める第一歩として大飯原発 3、4 号機の運転差止を求める私たちの裁判は、12 月 16 日に、31 回目の期日となります。裁判の内容、当日の行動予定は、以下の通りです。

【特別のお知らせ】 現下のコロナ状況のため、傍聴席は半数ほどに削減されています。しかし、可能な範囲で多くの皆さまの傍聴ご参加をお待ちしています。

【特別のお願い】 発熱や風邪のような症状のある方、体調不良の方は、参加をお控えください。マスク着用をお願いします。咳エチケットの励行をお願いします。模擬法廷&報告集会の会場入口では、氏名と電話番号をご記入ください。また、消毒液が用意されていますので、必ずお使いください。

◆原告の意見陳述

- ・舞鶴市の迫田薫さん（エコネット舞鶴）。若狭の原発に隣接する舞鶴市民にとって原発とは、原発で事故が起こった場合の避難の困難性を訴えます。

◆弁護団からの準備書面

今回は、関電のこれまでの主張に対する反論の書面を出します。

- (1)地震について…敷地の地下構造は堅固で均質な岩盤であるとする被告関電の主張に再度反論し、基準地震動が過小評価であることを改めて明らかにします。
- (2)火山について…火山の影響について、火山灰の噴出規模や最大層厚が 2 倍以上になったにもかかわらず、補強工事を行っていません。「評価手法を変更」したのみ。計算上かろうじて許容値内におさめただけで、十分な安全性が確保されているわけではないことを主張します。

◆タイムテーブル

- ・ 12:10 …裁判所構内の南東角、弁護士会館の前に集合
- ・ 12:15…裁判所周辺の定例デモに出発。13:00 頃まで。コールなし（アピールのみ）
- ・ 13:25…傍聴券の抽選リストバンド配布開始。地裁北玄関前。傍聴は誰でも参加可能
- ・ 13:40 …裁判所による傍聴席の抽選リストバンド配付終了
直ちに抽選→傍聴券の配布
抽選にもれた方、入廷を希望されず模擬法廷に参加される方は
14:30 までに「**弁護士会館**」（地裁構内、南東角）の模擬法廷へどうぞ
- ・ 14:30…開廷、弁論開始。同時刻に模擬法廷も開始
- ・ 15:45 頃から…閉廷後、「**弁護士会館**」で報告集会。30～60 分程度

大飯原発差止訴訟〔京都地裁〕 京都脱原発原告団・世話人会

(事務局) 〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 280 ヤサカ烏丸御所南ビル 4 階

京都第一法律事務所 気付 電話: 075-211-4411、Fax: 075-255-2507 (担当: 小針)

Mail: kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com ◆京都脱原発原告団 Web(→ <http://nonukes-kyoto.net/>)